

ご存知ですか

フリーターを雇用したときの税金

(パート・アルバイト)

税理士 三輪厚二

企業では、負担の大きい人件費を少しでも軽減するべく、アルバイトなどの短期就労者、いわゆるフリーターの活用を検討、導入し始めていますが、これと同時にフリーターに対する課税漏れも指摘されるようになり、今年度の税制改正では、一部のフリーターについても給与支払報告書の提出義務が課されるなど、その整備が行われています。そこで、今回はフリーターを雇用したときの税金関係をまとめてみることにしました。

ポイント

- フリーターに対する給与も、正社員に対する給与と同じ取扱いである。
- 雇用期間が2か月以内の場合は月額表内欄、それ以外は月額表を使って源泉徴収税額を求める。
- 通勤費の非課税限度額は、正社員と同じ。日割りする必要はない。
- 平成18年以降に辞めたフリーターで、給与支払金額が30万円を超える者については、給与支払報告書を提出しなければならない。

フリーターに対する給与の取扱い

フリーターは雇用形態がさまざまですから、給与も正社員と違った取扱いがされるのでは？と思われるかもしれませんが、税法では特別な取扱いをしておらず、正社員と同じ取扱いをします。

フリーターに対する給与 = 正社員に対する給与

月払いの場合

したがって、給与が月払いである場合には、「源泉徴収税額表」の月額表を適用し、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があるときは甲欄、提出がないときは乙欄を適用して所得税の源泉徴収をすることになります。

月額表を適用する場合

- ・通常の月給
- ・日給月給
- ・10日ごとや半月ごとに支払う給与

日払いの場合

また、給与が日払いの場合は、「源泉徴収税額表」の日額表を適用し、月払いと同様、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を適用して所得税を源泉徴収します。

ただし、①雇用期間が2か月以内と定められている人に対して、②日給又は時間給を支給する場合（雇用期間の延長や再雇用により継続して雇用されることとなった場合は、2か月を超える部分は除きます）は、日額表の丙欄を適用して源泉徴収をしてもよいこととなっています。

日額表を適用する場合

- ・ 通常の日給
- ・ 週給
- ・ 2日ごととか5日ごとなどのように支払う給与
- ・ 中途入社又は中途退社した月給者に日割計算で支払う給与

週給払いの場合

なお、週給払いなど、月額表を適用できない場合は、その給与を日割りして、その額を月額表にあてはめて税額を求め、その後、日数を乗じて税額を計算します。具体的には、次のように求めます。

- ① 社会保険料控除後の給与等の金額（過給）を7日で割って日割り額を求めます。
- ② 日額表から①で求めた日割り額に対する税額を求めます。
- ③ ②で求めた税額を7倍した金額が源泉徴収税額となります。

通勤費の非課税限度額の取扱い

通勤手当は、その人の通勤手段や通勤距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃のうち、1か月10万円に達する金額までの部分（非課税限度額）が非課税とされています。

この1か月10万円という金額は、正社員だけに認められているものではありませんので、フリーターのように勤務日数が1か月に満たない者であっても同様に適用があります。また、この場合には、非課税限度額を日割りして計算する必要もありません。

給与支払報告書の取扱い

フリーターなど1年未満の短期就労者が年の途中で退職した場合、これまで、住民税の給与支払報告書を提出しなくてもよかったのですが、今年の税制改正で、平成18年以後に退職する者（給与支払金額が³⁰万円以下の者を除きます）からは、これを提出しなければならなくなりましたので、この点ご注意ください。

[illegible]

フリーターの確定申告

年末調整を受けなかったフリーターや、年間の給与の総額が103万円以下のフリーター、医療費控除や住宅借入金等特別控除を受けようとするフリーターは、確定申告をすれば税金が還付されますので、該当する人にはその旨を教えてあげてはいかがでしょうか。